

## 第 2 回多摩市総合計画審議会 議事要点録

1. 日時：平成 23 年 1 月 31 日(月曜)午後 6 時 30 分～9 時 00 分
2. 場所：市役所 301・302 会議室
3. 出席委員：12 名
4. 欠席委員：上野副会長 中澤委員 三輪委員
5. 議題

### (1) 第 1 回審議会議事要点録等の確認

事務局 第 1 回会議の要点記録については、事前に配付させていただいているが、特に訂正等のご意見はなかったもので、既に配付している内容で確定させていただく。

### (2) 審議の進め方について

事務局 配付している資料 9 をご覧いただきたい。本審議会においては、第 1 回で申し上げたとおり、行政が作成した基本計画素案に対して答申をお出しいただくこととなる。答申にあたって、どのように審議を進め、まとめていくかについて進め方の案を作成したので、ご確認いただき、よろしければこの流れで全体会、分科会ともに進めていきたい。

会長 進め方については事務局案のとおりでよろしいか。よろしければ、このような考え方で進めていく。

委員 前回の審議会では、基本計画に市長の考えも含まれているというように市長は話していた。市長が重点的に取り組むものがここに入っているということをつかえるようにしていただきたい。前の計画との違いが分かるようになる。

事務局 行政でも市長が公約に掲げたものをどういう形で盛り込むかということを検討している。行政が既にやっている施策の一部を公約にしているものや、地域委員会構想のように大きなものもある。粒の大きさの違いがある。どこに盛り込まれているのか、という資料を作って説明させていただく。

会長 異議がなければその方向で進める。審議会としてはその都度、委員の皆さんのご意見によっていかようにでも対応する。

### (3) 「基本計画策定にあたっての前提」についての審議

会長 事務局から説明をお願いします。

事務局 参考資料について説明する。「第四次総合計画 前期基本計画 達成状況一覧表」は第四次総合計画の前期基本計画に掲げた 139 事業の達成状況を一覧にしたものである。平成 20 年度末時点で、A 達成・ほぼ達成したものが 71.9%、B 一部達成できなかったものが 10.1%、C 未達成・ほとんど達成できなかったものが 2.9%、D その他が 15.1%となっている。

「戦略プラン個別目標の成果指標一覧」は戦略プラン（後期基本計画）に掲げた成果指標の達成状況をまとめたものである。戦略プランでは、成果指標を用いて行政の活動が成果としてどう現れてきたのか、成果指標の経過を確認しており、1 ページに全体の達成状況を掲載している。ここにあるのは、平成 20 年度の達成状況で、本来ならば最新の達成状況をまとめた「行政評価報告書」を配付できれば良かったのだが、まだ作成できてないので、昨年度の資料を配付している。なお、戦略プランに掲げた成果指標については、閲覧用資料にある「平成 20 年度多摩市行政評価報告書」の 56 ページに記載して

いるように、指標の数値が必ずしも計画の進捗状況と一致していない面があり、今回の基本計画においては指標のあり方の課題と考えている。

会長 達成状況の D は達成できたものとできなかったものを、どのように分けているのか。当初の目標から方針変更になっているのか。

事務局 2 ページを例にすると行政改革推進市民委員会の設置、コミュニティセンターの整備が D となっている。コミセンの整備というのは、唐木田コミセン整備についてだが、財政状況が厳しくて一時凍結というのが 17 年度末の方針変更である。その後、達成区分を D から A に変えている。これは 18 年度に用地を取得して再開し、この 2 月に完成予定となったことによるものである。当時 D だったのがその後どうなったかということを表している。当初 D でそのまま D というものもある。

会長 平成 20 年末における状況ということか。

事務局 平成 17 年度末というのは、後期基本計画を策定する時の達成状況をまとめたものである。それを 20 年度末でもう一度まとめたのは、一昨年から総計審で基本構想を審議するために、前の基本計画がどれだけ達成されたかを委員の方にお示しするためにまとめた。今回は 20 年度末にまとめたものを参考として提示させていただいた。

続いて、議題にかかる資料の説明を行う。事前に送付している資料 8 の 4 ページからをご覧ください。

4 ページから 7 ページ「持続可能なまちづくりを推進するための基本的な考え方」の部分では、市民や行政の役割など基本計画全体の考え方について記述している。基本構想の第 1 章まちづくりの基本理念の「1 市民主権による新しい地域社会の創造」、第 4 章の「目指すまちの姿」の実現に向けた基本姿勢の「1 市民主体のまちづくりの推進」という項目をもとに現状と課題をふまえて取り組みを記述した。

第 4 章の「2 持続可能な質の高い行財政運営」についても、120 ページ以降の「計画の実現に向けて」に書いている。4 ページ【基本的な考え方】の「1 背景」では、少子高齢化や地域コミュニティの喪失など多摩市にもそういう状況があるということを書いている。6 ページの「◆こんな取り組みを行います」という欄では市長の公約を踏まえた今後 4 年間の取り組みに関連している。1 つ目は多摩市版の事業仕分け、行政評価市民委員会の実施。常設型の住民投票条例などの具体的な公約を入れている。2 番目では地域委員会の構想を入れている。7 ページではテーマ別政策討論会の開催、という市長の公約を入れ込んでいる。概要は以上である。

会長 次に、個々の項目について見ていく。本文を読み上げた後に、ご意見があれば伺うこととする。まず、「基本的な考え方」から願います。

「1 背景」の部分でご意見あるか。

委員 1 段落目の最後、現代社会のコミュニティは都市化や IT 化によって徐々に地域性が失われている、という箇所、地域性が失われている理由に都市化や IT 化を挙げているが、本当にそうだろうか。IT 化は確かに情報格差を生み出しているが、空間的な距離を超えて情報共有することを促進して、多大な影響を及ぼす。逆に市民が様々な情報を発信して地域性を上手にアピールしていくことができるのではないか。ここが引っかかったので、この文言が入った理由などあれば聞きたい。

事務局 都市化については、閉鎖的なマンション暮らしを好む人が多くなっていて、過去と比較すると地域性が失われてきている。IT 化については、それをプラスに考えて地域の絆を

強くするために使うという手法もあるかと思う。一方では IT 化の要因もあるのでこのように書いたが、マイナス面だけ入れてしまった側面がある。

会長

要するに従来とは変化してきているということ。

委員

地域を取り巻く環境が変わってきている、という言い方にしてはどうか。

委員

地域の性質が変化しているのは確かなことだが都市化と IT 化は少し違和感があるので、それを抜いて、原因をわざわざ書かなくても良いのではないか。

委員

きめ細かいことこそ行政がやらなければならない部分、税金や介護保険料を払えない人たちがいる。安心して暮らせる地域社会を築くために、きめ細かいというのは行政がやる部分、いくら共助といっても担いきれないところではないか。そういう意味でとても違和感があった。

会長

きめ細かい地域社会と言っても、地域社会ではなく誰かが対応しないとしない。

事務局

「1 背景」だけで議論いただいているので、もう少し「持続可能なまちづくりを推進するための基本的な考え方」全体で考えた方が良い。「3 「市民主体のまちづくり」を支える行政の役割」では、行政が担うべき基本的な業務とセーフティネット、介護保険などの行政が本来担うべきところは担っていくと書いている。

きめ細かいという言葉の意味は、例えば災害が起こったとき、一人暮らしの高齢者などの家にすぐ行政が出動して救助することができない。その部分は地域で担う。また、子育てでも一時保育制度に頼るだけでなく、友達家庭で預かるなど地域でのネットワークを作っていく。行政が担うきめ細かい部分と、地域のなかで担うきめ細かい部分があるのではないか。

委員

委員がひっかかっているのは、背景を記述しているのに、地域社会をつくっていく必要があります、と結論を出しているからではないか。そういうことが求められている、というように現状分析にとどめてはどうか。

会長

人口と税収の減収というのは行政の立場のこと。行政サービスに限界があると後の部分で書かれているので、地域社会のきめ細かい対応について今おっしゃったことをまとめて少しストレートに書いてはどうか。

事務局

そのように修正する。

会長

おおむねよろしいか。「2 「市民主体のまちづくり」とは」に進む。

事務局

行政と市民の役割は対になっているので 3 も同時に進めていただきたい。

会長

2 番目と 3 番目に関して意見あるか。

委員

用語の確認だが、括弧書きで「市民一人ひとり」と 2 番にあるが、これは市長の方で意図があったのか。

事務局

特に市長の意図があったということはない。多様な主体という担い手を限定し強調する意味でかぎ括弧をつけた。

委員

ストレートに読み取ると、これは自助で自分の現状、面倒を見なさいということ。

委員

2 番目に、市民自身が考え、自覚と責任を持って決めていくことが重要と書いているが、市民の中には考えないという人もいる。

委員

考えない人の方が多いくらいである。

委員

「市民一人ひとり」は、かぎ括弧で強調しているが、かぎ括弧をつける必要はないのではないか。

委員

基本構想の第 4 章は 1 では、市民一人ひとりという言葉にかぎ括弧はついていない。

会長 「一人ひとり」と強調する必要があるか。

事務局 自助については市長にも思いがあるし、自覚と責任を持ってというのはかなり強い言い方だが、自治基本条例には市民が市民の手で、市民の責任で主体的にまちづくりに関わることが大切と書いてある。

市長の方でもそう考えている。考えない市民も確かにいるが、市民一人ひとりがお願いするだけでなく、一緒に汗を流してやっていく、それが市長の思いでもあり、書かせていただいた。

会長 市民に自覚と努力を求める内容を書くか。

一つ提案だが、2番の最初で、各自治体においては、とあるが違う自治体のことはいらぬのではないのか。地域主権で各自治体は努力しないといけない、と言いたいのか。これは書かないといけないか。

委員 「各」がいない。自治体においては、などにする。

委員 「1 背景」に続いて一般論を書いてあると私は読み取ったが、言われてみるとよその自治体についてはいらぬのではないかと思う。

委員 主語を「まちづくり」にしてはどうか。

委員 2番の第1段落では、多摩市という枠組みで書いてあって、その次は市内の各地域についてという話の流れではないか。そのうえで各自治体というのがあったのではないかと思うが、確かに必要ないかもしれない。

会長 全市画一的な取り組みでは、という箇所では、これは行政では、という意味でよろしいか。

事務局 全市的な取り組みをしていくこともあるし、ニュータウン地域だけのこともあるので全市画一的な、と記述した。

会長 画一的なという書き方はいかがなものか。地域の特性に応じたサービスが必要だということ。そういう書き方で良いのではないか。

事務局 否定的ではなく、肯定的な書き方が良いということか。

委員 その後の部分で、単に行政や関係者のみで、という箇所、関係者というのは何か。どういう人を指すのか。

会長 具体的に行政以外のものがあるのか。

事務局 例えば社会福祉協議会など。

委員 あえて書かなくても良いのではないか。

会長 社協は関係者なのか、行政の一部なのか。

委員 社協だけでなく、包括支援センターなど、半分だけ行政のようなサブ的な組織が増えていて。それも市民から見れば行政として見られるというように考えて良い。こだわると少し違和感がある。

会長 ここは表現や内容に関して事務局で考える。

委員 市民自身が考え、自覚と責任を持って、という箇所は文章の流れから少し飛躍しすぎていないか。市民に自治の重要性を丁寧に説明する必要がある。

また、基本構想などで決められているのか分からないが、まちづくりを考えたら企業市民というのもあるので、地域における企業の役割を書くのも重要である。その後の全体的な流れにも関係してくるが、入れても良いのではないか。

事務局 市民の定義については、自治基本条例の定義によっていて、企業も含まれる。これに関

する注釈を基本構想の「はじめに」の箇所で記述する。基本構想と基本計画をセットにするので最初に出てくる形式になる。

会長 地域組織や市民、NPO というのがあって、企業の社会的貢献もある。企業を入れた方が  
良いのではないかとということ。

委員 市民には NPO は入るか。

事務局 入る。

会長 定義は最初に出てくるのだが、この箇所で丁寧に書いても良いのではないかと。市民一人  
ひとり、とすると個人を表すようだ。

事務局 この一人ひとは個人を表している。

「市民」とあげると事業者、NPO 全て入るので、個人としての市民と区分けするためにこ  
う書いている。「など」の部分に事業者が含まれている。

会長 最初の段落、結論が飛躍しているという指摘は、「市民主体」など少し市民が前面に出す  
ぎている。

委員 自治会や管理組合などの組織等に加えて、という記述がある。基本構想の審議会でも話  
があったが、自治会の組織率が下がっているとか、団体に属さない人が増えていること  
から、色々なグループではすくい上げられないニーズをここに入れているのではないかと。  
自覚と責任を持つ前に、持つ市民がいないのではないかと。行政が一人ひとりに自覚を持  
って下さいというのが、少し高圧的ではないかと。地域とまったく関わりを持たない市民  
が地域につながりを持っていけるかということ。そのなかで個々の役割や互助というの  
があり、その後に入ってくるような筋道、ストーリーがあった方がよい。そのなかの課  
題で自覚と責任が生まれてくるのが流れではないかと。

会長 自治会や管理組合が主体ではなく付け足すということにしてはどうか。管理組合が、企  
業と対等な立場でやるというのを文面から分かるように、どちらが主体ということはない。

事務局 現実に活動しているなかで一番大きなものは自治会や管理組合、加入率の低下や役員  
の高齢化等の問題があるものの、実際にやっていただいている役割は大きい。多摩市の場  
合は巨大な管理組合があって、自治会の役割もやってもらっているところがある。それ  
を考えて入れている。会長がおっしゃられるようなことも必要と思う。また自覚と責任  
を持ってという部分がいきなり出ているということだが、作成側はいきなり出ないように  
最初は背景を書いて結びつけるように書いたが、説明不足ということであれば、補足  
する。

自治会・管理組合はすでに取り組みを進めている。市民の方も取り組みを進めている方  
もいるが、今、中心的にやっているのは自治会・管理組合ということもあり、それに加  
え事業者・NPO が重要になってくるという考えで書いている。

委員 「2 「市民主体のまちづくり」とは」の箇所で基本構想第 1 章まちづくりの基本理念「1 市民  
主権による新しい地域社会の創造」の箇所を落とし込んでいる。基本構想のこの部分はバ  
ランスよく記述されているが、基本計画の方では、市民にやってもらいたいという思い  
が際立ちすぎている。

委員 基本構想は 20 年間の期間で住民のガバナンス、舵取りの話をしている。基本計画はプレ  
イヤーの話で、実際に事業を運営するうえでの担い手の話をしている、というように私  
は理解している。

事務局 「市民主体」と「市民主権」というふたつの言葉、まさしく今言われたように、市民主体というのはまちづくりの担い手として、ということ。市民主権というのは地方分権があるなかで、国が地方に与えるということではなく地域主権があるが、それを市民に置き換えての市民主権だと思う。

基本構想第4章「1 市民主体のまちづくりの推進」ということがあるが、自分のできることは自分でやるという自助の部分、自助でできないところは共助でやる、ということ。これについてももう少し分かり易く書いたのが「2 「市民主体のまちづくり」とは」の箇所である。

会長 最初の3行では、行政が自分でできなかったことを入れているのだと思うが、市民の自覚と責任を押し付け過ぎているのではないか。

委員 2番目の後ろから5行目、単に財政の逼迫状況を回避するためだけでなくという部分、今後は市民主体のまちづくりを進めていくので、言い訳がましく、財政の逼迫状況を回避するためだけでなくという文言を書く必要はないのではないか。

会長 市民主権というのは市民自身がまちづくりを行うということ。他になければ次に進む。5ページ【これまでの取り組みと今後の課題】下から8行目、多摩市全体で解決していかなければならないことと、より身近な地域ごとの課題として、とあるが、育児など地域でもやっていかなければならないが、地域ごとの課題というより多摩市全域としてやっていかなければならない。

委員 公共サービスとあるが、具体的にどういうことか。

委員 行政サービスがあってそれを包含する公共サービス、さらにそれを民間のサービスが包む。市民主体というのは行政サービスではないので、公共サービスとしている。例えば運送業者は公共サービスの側面がある。

会長 例えば保育園がある。市営でやっているのもあるし、民間もある。

委員 市がやっていたことを民間でということか。

委員 サービス提供においては市民協働などにより担い手が拡大してきましたとあるが、例えばごみの削減、それらを含めて公共サービスとしている。

事務局 行政サービスと公共サービスの話があったが、以前は行政サービスと公共サービスはほとんど一緒だった。保育の問題について会長がおっしゃっていたが、過去は保育園と幼稚園があれば良かった。担い手には民間もあったが、段々働き手が多様化し、延長保育などの新しいニーズが出てきて、全て行政がやるのは不可能である。そういう部分をNPOなどが一時預かりなど市民協働でやってきた部分がある。要は行政サービスと公共サービスに幅が生まれてきた。そこに、NPOなどが生まれてきた。

会長 いずれにしても公共サービスというのはあいまいなもの。経済学で公共財などと言うが、簡単に言えば人が公共的と思えば、公共的。昔は行政だけでまかなってきたが、今はまかないきれない。

委員 6行目からは、内容は自治基本条例を要約したものだが、自治基本条例を4行で要約すると表現上問題が出てきている。例えば本条例はというのが主語だが、行動原則が定められており、と受身の表現になっているので、本条例では、とすべきではないか。市民、議会、市長をはじめとする市の執行機関の責務と役割を定め、というのを自治基本条例第1条にある、執行機関の役割を明確にするとともに、などの表現にする。最後のルールが確立されました、は強すぎる表現ではないか。定められたなどには

どうか。この6行目からの4行を表現変更できないか。

会長 主語と内容が一致しないところもあるので事務局で工夫する。他になければ先に進む。  
委員 違和感あるのは6ページ「2 多様な連携と協働による地域づくり」の箇所、ここが総合計画のキーになる部分だと思うが、現状を分析しているだけで主体的な行動や取り組みが書かれていないように感じる。

会長 市民参画というのは今までもやってきているので、市民主体のまちづくりとしては、当然のこと。これが協働による地域づくりにつながるのか。

事務局 これまでは行政と市民の協働、これからは市民同士の協働、市民というのはNPO、企業が含まれていて、そうした主体ごとの協働という意図がある。

会長 従来これをやってきたという説明が多く、これからの話がない。  
委員 私も同感で、1番では市民参画の推進を様々な形式でやってきた、という表現に留まっている。本来なら市民の声を反映しやすい仕組みについてもっと述べられるべきではないか。市民の声が反映される仕組みづくりというのはどのようなイメージか、これを書いてほしい。住民投票条例など、市民の声を聞く、意見を集める方に認識がいつているが、それをどう活かしていくのかということ。

委員 ここは基本的な考え方、後ろの方で今言ったのは出てくるのではないか。

委員 先ほど委員がおっしゃったことに同感で、「2 多様な連携と協働による地域づくり」で、能力を引き出すためのマネジメントも必要ですという部分、何をするかという点が足りない。行政の役割が書いてある部分、今どう変わっていくのかが伝わってこないと感じた。

会長 委員がおっしゃったことに関して、行政においてはこんな取り組みを行います、というのが地域委員会に結びついていくのではないかと思う。

事務局 この辺は大きな課題と考えているが、行政の縦組織を主体に進めているが、市民の人は部や課は関係がない。縦組織だけでは解決できない。環境について環境のセクションだけでなく、横断的な取り組みが求められているのでここではそれを記述している。

委員 横断的な取り組みについてはすごく良く分かった、横断的な取り組みをしなければいけない課題というのは、地域に限定されるのかということがすごく違和感がある。

会長 市全体と地域の部分に分ける発想が強すぎて、具体的に見えない部分がある。大学との連携、事業者との連携、地域でなく、市全体の課題の話。すべて地域で解決ということではないと思う。

委員 地域という言葉の使い方が色々な意味でとらえられているが、地域の視点から、というのは市民の視点だと思う。市民という言葉地域という言葉で表現することで分かり難くなっている。ここだけのフレーズではなく、前の部分でもあった。

会長 地域という言葉の使い方、市のことを指していることもあるし、市の中のこと、地域のことを指している場合もある。

委員 整理する必要がある。

委員 こんな取り組みを行いますというのはかなり分かり易い、メッセージが読み取れる。その前段は、大変なことになるということはわかる政策目標だが、咀嚼できていない、行政評価市民委員会を実施するということや、市長が何をやりたいかというのがこんな取り組みを行いますに出てきている。私は反対にこの3つのこんな取り組みを行います、という箇所はこういうことをやるということがよく分かって良いと思う。

委員 地域委員会について前回第1回総計審で説明があったのか。

会長 前は市長が出席して、市政と自分の考えを述べた。

委員 地域委員会については委員がおっしゃったように、多様な担い手の意味があるが、地区と言い換えても良いような地域という言葉と、もっと広い地域協働の地域とまだこれから決めていくことだと思うが、どちらの意味でここは考えているのか。教えていただきたい。

事務局 地域委員会については今後調査・研究していくが、今ある10のコミュニティエリア、人口で割ると1エリアはおよそ15,000人となる。

委員 やはり地区的なエリアということか。

事務局 そういうこと。何をやるというのが中々書き難いのは、地域委員会は市民が自分たちで考えて進めていかなければならないので、行政が何をやるというように書けない。

委員 こんな取り組みを行います、という政策があつて、そこに持っていくためにこう書いた。審議会の役割はそういうことだと思う。

会長 「こんな取り組みを行います」が市長の政策である。結論として書いてあり、全体が地域コミュニティに終始しているが、産業振興などもあつて良いのではないか。

事務局 各章である産業振興などとは別に、連携での産業振興ということか。

会長 福祉や防災など地域の課題を市民に言っても、狭い地域で支えあう感じになる。

委員 コミュニティを作っていく、それによってつながりを作っていくということがあるが、地縁で結びついたコミュニティ、それが定義されているようにも受け止めた。会長がおっしゃったことを考えると、環境であるとか、市全体でのトピック、何か関心を持つ人たちがつながっていく、市とは別にそういうのが少し見えた方が良いのではないか。

事務局 後の分野別計画を見ると分かるが、まちづくり主体ごとの主な役割という枠がある。この市民は事業者も入っているが、こういう枠を今回の計画で初めて取り入れた。一方6ページで書いている連携・協働はすべての連携・協働を言っているわけではない。大学や産業振興など色々な場面で連携・協働が必要。各章を貫く全体的なトータルの考え方を書いている。

委員 それならば、リーディングプロジェクト、取り組みの方向性を出した方が良い。

事務局 即答はできないが、取り組みの方向性と言った場合に、連携協働の推進というのは、「こんな取り組みを行います」につなげるためだが、ベースにそれが必要だということがあり、色々な分野別にちりばめられている産業振興など、全体の協働・連携を書けば良いのか。今は地域に特化した書き方をしているが、どちらかにするかということであると思う。

会長 地域づくりがまちづくりに包含されている。

委員 それは担い手としての地域の話。委員が言ったのは、担い手をつくって、担い手が活躍できる環境をつくって、行政はコーディネート、マネジメントしていくという3つの方向性が出ている。それに対して主体的に行動していくというのがないので、こういうようにしていきますというのが足りない。環境づくりに取り組んでいきます、マネジメントをしていきます、など。

会長 していきますというのが、行政なのか市民なのか判別できない。

委員 この下に施策や事務事業が落ちてくる。プレイヤーは最後に踊るということ。

委員 基本計画では主体が違ってきている。基本構想は審議会がつくるもの。基本計画は実施



- のためのものなので、市長を中心として行政が出てくる。審議会は、それをチェックする、市民を代表する役割。基本構想と基本計画は主格、主体がちがってくる。
- 委員 期間と目標が違うので、違ってくる。基本構想はものすごく振れ幅がある。基本計画はそこを短い目で見ると。基本構想から逸脱してないかということをチェックしていく。それが委員会の役目ではないか。
- 会長 委員がおっしゃったように、行政の計画なので、主語は全て、「市は」とか「市長は」などになる。
- 委員 あいまいにならざるを得ない。
- 会長 審議会としても独自の意見があるということをつけ加えておく。
- 委員 委員からあったが、地域コミュニティについておっしゃったことかもしれないが、2の「多様な連携と協働による地域づくり」の部分、2番の地域は地域社会。行政においても分野ごとに縦割りにという部分を、地域がどのように読み取って良いのか分からない。地域とはこういうものというのを教えていただきたい。地域を地域社会というように記述している箇所もあるし、違う意味合いで記述している箇所もある。
- 事務局 3段落目の「地域の視点から横断的かつ連携した取り組みに変えていく」という箇所では市民の視点から、と変えても良い。しかしその次の「行政は、直接的な地域の担い手として」というのは、自治会・管理組合などについて先ほど話があったが、その1つとして行政自身も担い手であるということを書いている。コーディネーターとしての役割、マネジメントをする役割、行政にはその2面があるということ。
- 委員 文字にすると同じなので、はっきりと読み取るのが難しい。
- 事務局 確かに先ほどの「市民」と書き換えても良いという箇所は、そうしても良い。
- 会長 6ページが一番下の箇所、マネジメントも必要ですという箇所では、地域を担う主体の能力を引き出したい、ということを示した方が良い。主体の能力を引き出す活動をします、などのように書く。
- 委員 はっきりと市としてやることを明確にする。
- 事務局 改めて見ると、「必要」や「求められている」などという表現が目立つ。
- 会長 時間が大幅に超過したが、何かここまでの部分で質問などあるか。
- 委員 常設型の住民投票条例の制定、とあるがこれだと年齢が偏ってしまうので、管理組合や職場の協力を得て投票を促すようにすれば良い。
- 会長 条例はまだ中身が決まっていないが、こういうアイディアがあるということを書いていく。地域委員会も同様に方策を表明する。
- 事務局 方向性はあるが、具体的に決定しているわけではないのでそのように書く。

### (3) 次回以降の日程について

- 会長 2月8日(火)午後6時半より再度全体会を開催し、本日できなかった部分を審議する。その後2月21日に第2分科会、22日に第1分科会を開催する。本日の審議はこれで終了する。